

社団法人 日本山岳ガイド協会定款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 本会は、社団法人日本山岳ガイド協会と称する。

(事 務 所)

第2条 本会は、事務所を東京都新宿区三栄町25番地堀木ビル501号に置く。
2 本会は、総会の議決を経て、従たる事務所を必要な地に置くことができる。

(目 的)

第3条 本会は、登山の安全と自然保護に関する教育指導者(以下「山岳ガイド」という。)を育成し、わが国における正しい登山の普及・発達への寄与及び自然保護活動の推進を図るとともに、国際山岳ガイド連盟の一員として世界各国の山岳ガイドの団体と連携し、世界各国の自然保護活動に参加することを目的とする。

(事 業)

第4条 本会は前条の目的を達成するために、次の事業を行う。
(1) 山岳ガイドの養成
(2) 山岳ガイドに必要な知識経験を有する者として、総会の議決を経て、会長が別に定める基準に適合する者の認定
(3) 登山・山岳スキー技術の研究・普及及び指導
(4) 登山・山岳スキー技術に関する刊行物の発刊及び映像製作
(5) 登山用具・服装の研究開発及び推薦
(6) 登山施設(山小屋・人工岩場・登山研究所)の研究開発
(7) 登山及び自然保護に関する研究会・講習会・講演会及びその他の行事の開催及び後援
(8) 本会と趣旨を同じくする諸国の山岳団体及び自然保護推進団体との国際交流
(9) その他、本会の目的達成に必要な事業

第2章 会 員

(会 員)

第5条 本会の会員は次のとおりとする。
(1) 正会員
第4条第2項の認定を受けた者
(2) 準会員
山岳及び自然に係わるガイド業を営む者で構成する団体の構成員
(3) 特別個人会員
この法人の目的に賛同する者で、理事会の承認をもって入会した者
(4) 名誉会員
本会に対して特に功労があり、会長が推薦し、総会で認められた者
(5) 賛助会員
本会の事業を後援し、特別な寄与をなした者で理事会が承認した個人又は団体

(入 会)

- 第6条 会員として入会しようとする者は、理事会の議決を経て会長が別に定める入会申込書により、会長に申し込まなければならない。
- 2 入会は、総会において別に定める基準により、理事会においてその可否を決定し、会長が本人に通知するものとする。

(入会金及び会費)

- 第7条 会員は別に総会で定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(退 会)

- 第8条 会員が退会するときは、書面でその旨を届出なければならない。
- 2 会員は次の各号の一に該当する場合は、退会したものとみなす。
- (1) 退会したとき
 - (2) 被後見人又は被保佐人の宣告を受けたとき
 - (3) 死亡又は失踪の宣告を受けたとき
 - (4) 除名されたとき
 - (5) 団体が解散したとき

(除 名)

- 第9条 会員は次の各号の一に該当する場合、総会において、出席会員の4分の3以上の議決に基づき、除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。
- (1) 会費を2年以上納入しないとき。
 - (2) 本会の名誉を毀損し、または秩序を乱したとき。

(会費等の不返還)

- 第10条 退会し、又は除名された会員が既に納入した会費、入会金及びその他拠出金品は返還しない。

第3章 役員、監事及び評議員

(種別及び選任)

- 第11条 本会に、次の役員及び評議員をおく。
- (1) 理 事 16名以上、20名以内
 - (2) 監 事 2名
 - (3) 評 議 員 16名以上、20名以内
- 2 理事のうち、1人を会長、4人以内を副会長、1人を専務理事とする。
- 3 役員は正会員又は特別個人会員の中から総会において選任する。会長、副会長、専務理事は、理事の互選によりこれを定める。
- 4 理事及び監事は、相互にこれを兼ねることができない。
- 5 理事に異動があったときは、2週間以内に登記し、登記簿の謄本を添え、遅滞なくその旨を環境大臣に届け出なければならない。
- 6 監事に異動があったときは、遅滞なくその旨を環境大臣に届け出なければならない。
- 7 評議員は、正会員及び特別個人会員、賛助会員(個人)並びに理事会が推薦する会員外の者の中から総会において選任する。
- 8 評議員は、一役員を兼ねることができない。

(職 務)

- 第12条 会長は本会を代表し、本会の業務を総理する。

- 2 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは、会長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 3 専務理事は、会長を補佐し、会長の意を受けて、会務の執行を統括する。
- 4 理事は、会務を執行する。
- 5 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 会計の監査をすること。
 - (2) 理事の業務執行状況を監査すること。
 - (3) 会計及び業務の執行について、不正の事実を発見したときは、これを総会又は環境大臣に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするため必要があるときは、総会又は理事会の招集を請求し、若しくは4章の規定にかかわらず、総会又は理事会を招集すること。
 - (5) 評議員は評議員会を構成してこの定款に別に規定する職務を行う。

(任 期)

- 第13条 役員及び評議員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 2 補欠又は増員により選任された役員は、前任者又は他の現任者の残任期間とする。
 - 3 辞任又は任期満了の場合においても後任者が就任するまでは、前任者がその職務を行わなければならない。

(解 任)

- 第14条 役員及び評議員が次の各号の一に該当するときは、総会において総会の3分の2以上の議決に基づいて解任することができる。この場合、その役員及び評議員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。
- (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき
 - (2) 職務上の義務違反その他役員及び評議員としてふさわしくない行為があると認められるとき

(報 酬)

- 第15条 役員は、無給とする。ただし、常勤の役員は有給とすることができる。
- 2 役員には費用を弁償することができる。
 - 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、専務理事が別に定める。

第4章 会 議

(種 別)

- 第16条 会議は、総会、理事会及び評議員会とし、総会は通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構 成)

- 第17条 総会は第5条第1項の(1)及び(3)に定める会員をもって構成する。
- 2 理事会は理事をもって構成する。
 - 3 評議員会は、評議員をもって構成する。

(権 能)

- 第18条 総会は、この定款に別に規定するもののほか、次の事項を議決する。
- (1) 事業計画の決定
 - (2) 事業報告の承認
 - (3) その他本会の運営に関する重要な事項
- 2 理事会は、この定款に別に規定するもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会の議決した事項の執行に関する事項
 - (2) 総会に付議すべき事項
 - (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項
- 3 評議員会は、この定款に別に規定するもののほか、会長の諮問にこたえ、会務について助言することができる。

(開 催)

- 第 1 9 条 通常総会は、毎年 4 月に開催する。
- 2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
- (1) 理事会が必要と認めたとき
 - (2) 正会員の 4 分の 1 以上から会議の目的を記載した書面による開催の請求があるとき
 - (3) 第 1 2 条第 5 項第 4 号に基づいて監事が召集するとき
- 3 理事会は随時開催する。
- 4 評議員会は随時開催する。

(招 集)

- 第 2 0 条 総会は、前条第 2 項第 3 号の場合を除いて、会長が招集する。
- 2 会長は、前条第 2 項第 2 号の場合には、請求の日から 2 0 日以内に招集しなければならない。
- 3 総会を招集するには、会議の日時、場所及び目的たる事項を記載した書面を、少なくとも 1 0 日前に第 1 7 条第 1 項で定める総会構成員に送付しなければならない。
- 4 理事会は、会長が招集する。
- 5 会長は、理事の 3 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったときは、その請求があった日から 1 4 日以内に理事会を招集しなければならない。
- 6 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも 1 0 日前までに、通知しなければならない。
- 7 評議員会は、会長が書面をもって招集する。

(議 長)

- 第 2 1 条 総会の議長は、その総会において、出席会員の中から選出する。
- 2 理事会の議長は、会長がこれに当たる。
- 3 評議員会の議長は、評議員会において互選する。

(定 足 数)

- 第 2 2 条 会議は、構成員の過半数の出席がなければ開催することができない。

(議 決)

- 第 2 3 条 会議の議事は、この定款に別に定める場合を除いて、構成員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(書 面 表 決 等)

- 第 2 4 条 やむを得ない理由のために会議に出席できない構成員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の構成員を代理人として表決を委任することができる。この場合において、書面表決者、又は表決の委任者は会議に出席したものとみなす。

(議 事 録)

- 第 2 5 条 会議の議事については、次の事項を記載した議事録を作成し、これを保存しなければならない

ない。

- (1) 会議の日時及び場所
 - (2) 構成員の現在数
 - (3) 会議に出席した会員の数及び氏名（書面表決者及び表決委任者を含む）
 - (4) 審議事項及び議決事項
 - (5) 議事の経過及び要領並びに発言者の発言要旨
 - (6) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及び出席した構成員の中からその会議において選出された議事録署名人2人以上が署名しなければならない。
 - 3 総会議事録は、総会終了後1箇月以内に書面をもって会員に通達しなければならない。
 - 4 総会議事録は、総会終了後20日以内に会員の移動状況書と共に環境大臣に提出しなければならない。

第5章 財産及び会計

（財産の構成）

第26条 本会の財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 入会金及び会費
- (2) 寄付金品
- (3) 事業に伴う収入
- (4) 財産から生ずる収入
- (5) その他の収入

（財産の管理）

第27条 財産は、理事会の議決に基づいて会長がこれを管理し、その方法は、総会の議決を経て会長が別に定める。

（経費の支弁）

第28条 本会の経費は、財産をもって支弁する。

（予算及び決算）

第29条 本会の事業計画及びこれに伴う予算に関する書類は、会長が作成し、毎会計年度開始前に総会において過半数の議決を経て、環境大臣に届け出なければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 年度開始前に予算が成立しないときは、成立する日まで前年度予算を施行する。

3 前項による収入支出は新たに成立した予算に基づくものとみなす。

4 本会の事業報告及び決算は、毎会計年度終了後、会長が事業報告書、収支計算書、正味財産増減計画書、貸借対照表及び財産目録等として作成し、監事の監査を受け、総会において過半数の議決を経て、その会計年度終了後3箇月以内に環境大臣に報告しなければならない。この場合において、財産の総額に変更があったときは、2週間以内に登記し、登記簿の謄本を添えるものとする。

（会計年度）

第30条 会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第6章 定款の変更及び解散

（定款の変更）

第31条 この定款は、総会において、3分の2以上の同意を経、環境大臣の認可を得なければ変更することができない。

(解散及び残余財産の処分)

第32条 本会は、民法第68条第1項第2号から第4号まで及び第2項の規定により解散する。
2 解散のときに存する残余財産は、総会の議決を経、環境大臣の許可を得て類似の目的をもつ他の団体に寄付するものとする。

第7章 事務局

(設置等)

第33条 本会の事務を処理するため、事務局を設置する。
2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
3 事務局長及び職員は、専務理事が任免する。
4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

(備付帳簿及び書類)

第34条 事務局には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備えておかなければならない。
(1) 定款
(2) 会員名簿及び会員の異動に関する書類
(3) 理事、監事及び職員の名簿及び履歴書
(4) 許可、許可等及び登記に関する書類
(5) 定款に定める機関の議事に関する書類
(6) 収入、支出に関する帳簿及び証拠書類
(7) 財産、負債及び正味財産の状況を示す書類
(8) その他必要な帳簿及び書類

第8章 雑則

(委任)

第35条 この定款の施行について必要な事項は、この定款に別に定めたものを除いて、理事会が定める規則による。

附 則

この定款は、環境大臣の認可があった日(平成15年4月14日)から施行する。

以上は当法人の定款である。

平成15年4月14日
社団法人 日本山岳ガイド協会
会 長 橋本龍太郎